

津市公告第139号

津市新たな工業用地の候補地提案募集事業について、別紙のとおり募集するので、公告します。

令和5年9月22日

津市長 前 葉 泰 幸



1 事業の概要

(1) 事業名

新たな工業用地の候補地提案募集事業

(2) 事業内容

ア 民間事業者は、応募資格審査を申請し、応募資格が確認された場合、候補地を提案することができます。

イ 本市は、提案された案件について、第1次選定委員会（書類審査）の後、第2次選定委員会（評価選定）を行い、工業用地の整備等に向けた協議への段階に進む候補地を選定します。

ウ 候補地の選定後は、新たな工業用地の整備等に向けて、本市と地区計画の策定をはじめとした関係法令等に基づく事前協議を開始し、協議が整った場合、事業計画、環境保全及び企業誘致等に関する事項を定めた協定を締結し、新たな工業用地造成の具体化に向けた段階として地区計画の指定、開発行為の許可に向けた手続等を進めます。

エ 各関係法令の手続が整った後は、民間事業者において造成工事等に着手し、完了後の企業誘致を本市も連携して行います。

2 候補地の募集対象区域

候補地は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 津都市計画区域内であること。なお、市街化区域にあつては、現在の用途地域に準ずるものであること。
- (2) 候補地が伊勢自動車道各インターチェンジの出入口を起点に半径5 km圏内、又は一般国道23号中勢バイパスの沿線から500 m圏内に位置していること。
- (3) 津波浸水予測区域ではないこと（平成25年度三重県地震被害想定調査結果）
- (4) 農地を含む場合は、農地転用の許可が見込まれること。
- (5) 国・県・市が文化財指定している史跡、名勝、天然記念物の所在地及び原則、周知の埋蔵文化財包蔵地でないこと。なお、候補地に埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は民間事業者の費用負担により試掘、発掘調査が必要となります。

3 募集条件等

候補地の整備規模、分譲区画等は次のとおりとします。

- (1) 候補地の面積は1箇所あたり5 ha以上20 ha未満とします。

- (2) 候補地造成後の分譲区画は3区画以上とします。
- (3) 開発行為許可を受けてから1年以内に造成工事に着手するものとします。
- (4) 造成地の建築物は工業専用地域に建築可能な用途とします。（建築物等の用途制限については別表4のとおり）
- (5) 分譲時に建築条件を付さないものとします。

4 想定スケジュール（最短の場合）

以下のスケジュールは、各手続等が円滑に進んだ場合の最短のスケジュールで、提案内容（事業規模等）や手続の進捗により変動します。

応募資格審査申請の締切は令和5年11月29日（水）、候補地提案募集の締切は令和6年2月16日（金）です。

日程	内容
令和5年 9月22日（金）	新たな工業用地の候補地提案募集要領（以下「募集要領」という。）の公表
	応募に関する質問受付開始
	応募資格審査申請の受付開始
<p>応募に関する質問に対する回答は、原則、受付後、津市の休日を定める条例（平成18年条例第14号）第2条に規定する本市の休日を除く10日以内に津市ホームページで随時掲載します。また、受付期間内であれば再質問は可能とします。</p>	
令和5年11月 6日（月）	応募に関する質問締切
令和5年11月29日（水）	応募資格審査申請締切
令和5年12月 8日（金）	応募資格審査結果通知
	提案に関する質問受付開始
	提案募集受付開始
令和6年 1月10日（水）	提案に関する質問締切
令和6年 1月24日（水）	提案に関する質問回答
令和6年 2月16日（金）	提案募集締切
令和6年 2月下旬	第1次選定委員会（書類審査）
令和6年 3月下旬	第2次選定委員会（評価選定）を開催し、候補地を選定
令和6年 5月以降	地区計画策定や関係法令等に基づく事前協議
令和7年 1月以降	協定書の締結

5 対象となる民間事業者

対象となる民間事業者（以下「対象事業者という。」）は、工業用地の整備等を着実に遂行することができる技術、知識を有し、面的開発及び用地買収の実績を有する民間事業者とします。

(1) 対象事業者の構成等

ア 対象事業者は、日本国内に本店を有する民間事業者又は日本国内に本店を有する民間事業者で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）とします。

イ 共同企業体の場合は代表となる民間事業者（以下「代表事業者」という。）を定めてください。

ウ 共同企業体を構成する民間事業者（以下「構成事業者」という。）数に上限は設けませんが、事業の実施に関しては構成事業者が適切な役割を担い、代表事業者と相互に連携、協力する必要があります。

エ 代表事業者及び構成事業者は、他の提案に係る共同企業体の代表事業者及び構成事業者になることはできません。

オ 代表事業者及び構成事業者が次の(2)応募資格に掲げる条件を失った場合は、応募資格も失われるものとします。

(2) 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

なお、共同企業体の場合は、代表事業者及び構成事業者がアからカの条件を満たし、キ及びクについては、それぞれの条件を満たしている者が1者以上含まれていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

ウ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ロ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- エ 募集要領 9 に定める応募資格審査申請書の提出日時時点で、本市から津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村税（法人市町村民税）の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は猶予期限まで滞納が無いとみなします。
- カ 次に掲げる項目に該当すること。
- (ア) 直近期において債務超過でないこと。
 - (イ) 直近期において利払能力（事業損益を支払利息で除した数値）が 1 以上であること。
- キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ク 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者であり、かつ、同法第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務停止命令を受けていない者であること。

6 担当課

津市商工観光部企業誘致課

〒514-0131 津市あのかつ台 4 丁目 6 番地 1 あのかつピア 1 階

津市ビジネスサポートセンター

電話：059-236-3353（直通）

FAX：059-236-3356

E-mail：244-1761@city.tsu.lg.jp